

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表 4－1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01* 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

* トリクロロエチレンの環境基準0.01mg/Lは平成26年11月17日から適用。
(平成26年11月16日以前の基準は0.03mg/L)

表 4－2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

（注1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

表 4－3 概況調査の結果（平成 25 年度）

測 定 項 目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測 定 地区数	検 出 地区数	環 境 基 準 超過地区数
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0
	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	60	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	60	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	60	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	60	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28 (0)	0
	ふっ素	0.8	0.1	30	2 (0)	0
	ほう素	1	0.02	30	5 (0)	0
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0
要 監 視 項 目	オキシ銅	[0.04]	0.004	12	0	[0]
	ウラン	[0.002]	0.0002	12	0	[0]

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査地点数は、1 地区 1 地点である。
2 福井市(特例市)実施分を含む。
3 要監視項目については、指針値を [] 内に示す。
4 検出地区数の()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。
【汚染判断基準は、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、ほう素 0.5mg/L】
5 環境基準超過地区数の[]内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。

表 4－4 継続監視の調査結果（平成 25 年度）

1 環境基準超過地区

地 区 名	汚染物質 (環境基準)	汚染 発見年	調査結果		これまでの調査による濃度変化		
			年平均値	基準 適合	最高検出 濃度 A(mg/L)	最高濃度検出 井戸での最近 2年間平均値 B(mg/L)	B/A ×100 (%)
1 福井市麻生津	砒素 ^{注2} (0.01mg/L)	H16	0.082	×	0.082	0.068	—
2 越前市塚町・三ツ屋		H12	0.016	×	0.031	0.017	—
3 若狭町東部		H 9	0.16	×	0.16	0.16	—
4 高浜町菌部		H 2	0.025	×	0.039	0.023	—
5 越前市長尾町・戸谷町		H12	0.009	○	0.014	0.010	—
6 小浜市駅前町 ^{注1}	1,2-ジ ⁷ クロロエチレン (0.04mg/L)	H20	0.007	○	0.026 ^{注3}	0.007	27
7 福井市石橋町 ^{注1}	トリクロロエチレン (0.03mg/L)	H10	0.003	○	0.017	0.002	12
8 越前市吉野		H元	0.046	×	0.11	0.045	41
9 越前市大虫		H 2	0.024	○	0.12	0.024	20
10 越前市米口町		H10	0.025	○	0.17	0.025	15
11 鯖江市豊		H 2	0.031	×	0.064	0.030	47
12 鯖江市神明南部		H 4	0.12	×	0.37	0.12	32
13 鯖江市立待南部		H 7	0.019	○	0.054	0.018	33
14 鯖江市立待北部		H 8	0.025	○	0.12	0.026	22
15 鯖江市上河内町		H 8	0.004	○	0.31	0.004	1
16 鯖江市立待西部		H 8	0.039	×	0.16	0.036	23
17 越前町小曾原（北部） ^{注1}		H10	<0.002	○	<0.002	<0.002	—
18 福井市新田塚 ^{注1}	テトラクロロエチレン (0.01mg/L)	H19	<0.0005	○	0.049	0.0006	1
19 福井市美山町		H19	0.013	×	0.019	0.011	58
20 敦賀市布田町		H11	0.0061	○	0.021	0.0064	30
21 越前市北府		H元	0.012	×	0.030	0.011	37
22 大野市新町		H元	0.0049	○	0.065	0.0058	9
23 鯖江市本町		H 5	0.10	×	0.38	0.10	26
24 永平寺町牧福島		H 4	<0.0005	○	0.087	<0.0005	—
25 高浜町立石	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	H15	22	×	48	15	31
26 福井市蒲生		H15	1.1	○	11	1.7	15
27 小浜市下竹原		H17	34	×	45	30	67
28 鯖江市水落	六価クロム (0.05mg/L)	H12	欠測	—	0.54	0.17	31
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	H15	8.4	○	28	8.0	29
29 高浜町東三松	砒素 ^{注2} (0.01mg/L)	H12	0.007	○	0.032	0.007	—
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)		20	×	51	15	29
30 鯖江市立待東部	1,1-ジ ⁷ クロロエチレン (0.1mg/L)	H 7	0.018	○	0.13	0.020	15
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)		0.004	○	0.099	0.005	5
31 越前市王子保	1,2-ジ ⁷ クロロエチレン (0.04mg/L)	H 6	0.044	×	0.097 ^{注3}	0.043	44
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)	H 2	0.003	○	0.11	0.003	3
32 越前市家久町	砒素 ^{注2} (0.01mg/L)	H19	0.009	○	0.018	0.008	—
	総水銀 (0.0005mg/L)		0.016	×	0.033	0.018	55
	ベンゼン (0.01mg/L)		0.049	×	0.11	0.050	45
	塩化ビニルモノマー (0.002mg/L)	H21	0.0040	×	0.032	0.0054	17
	1,4-ジ ⁷ オキサン (0.05mg/L)		<0.005	○	0.009	<0.005	—
33 鯖江市助生田町	1,2-ジ ⁷ クロロエチレン (0.04mg/L)	H11	0.010	○	0.073 ^{注3}	0.011	15
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)		0.008	○	0.11	0.009	8
34 越前町小曾原（南部）	塩化ビニルモノマー (0.002mg/L)	H25	0.0023	×	0.0042	—	—
	1,2-ジ ⁷ クロロエチレン (0.04mg/L)	H24	0.19	×	0.23 ^{注3}	0.16	70
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)	H10	6.5	×	7.9	5.5	70

(資料:環境政策課)

注 1 環境基準の超過が 1 井戸に限定された地区

注 2 砒素による地下水汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられる

注 3 1,2-ジクロロエチレンは、平成 21 年以前に測定を実施したものについては、シス体のみの値を記載

2 環境基準以下地区

地 区 名	汚染物質 (環境基準)	汚染 発見年	調査結果		これまでの調査による濃度変化		
			年平均値	基準 適合	最高検出 濃度 A (mg/L)	最高濃度検出 井戸での最近 2年間平均値 B (mg/L)	B/A ×100 (%)
1 坂井市坂井町清永	砒素 ^{注1} (0.01mg/L)	H13	0.005	○	0.008	0.005	—
2 坂井市春江町堀越		H21	0.006	○	0.007	0.005	—
3 あわら市矢地	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	H16	3.2	○	8.0	3.2	40
4 あわら市市姫		H15	4.8	○	7.7	4.1	53
5 美浜町坂尻		H14	0.50	○	12	— ^{注2}	—
6 坂井市三国町黒目		H23	<0.02	○	0.02	0.02	100
7 坂井市坂井町今井	鉛 ^{注1} (0.01mg/L)	H19	<0.005	○	0.007	<0.005	—
8 越前町織田	トリクロエチレン (0.03mg/L)	H24	0.006	○	0.006	0.005	83

(資料:環境政策課)

注1 砒素、鉛による地下水汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられる。

注2 平成25年度から調査井戸を変更しているため、2年間の実績がない。

表 4－5 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg／検液 1 L)

項 目	基 準
カドミウム	0.01 以下 農用地：0.4mg 以下／米 1 kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下 田：15mg未満／土壌 1 kg
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田：125mg未満／土壌 1 kg
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下

表 4－6 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準

	特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 ＜地下水等の摂取によるリスク＞ (mg/L)	土壌含有量基準 ＜直接摂取によるリスク＞ (mg/kg)
1	四塩化炭素	第1種 特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002 以下	
2	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	
3	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	
4	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	
5	1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	
6	ジクロロメタン		0.02 以下	
7	テトラクロロエチレン		0.01 以下	
8	1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	
9	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	
10	トリクロロエチレン		0.03 以下	
11	ベンゼン		0.01 以下	
12	カドミウム及びその化合物	第2種 特定有害物質 重金属等	0.01 以下	150 以下
13	六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
14	シアン化合物		検出されないこと	50 以下*
15	水銀及びその化合物		0.0005 以下	15 以下
	うちアルキル水銀		検出されないこと	
16	セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
17	鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
18	砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
19	ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下
20	ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下
21	シマジン	第3種 特定有害物質 農薬等	0.003 以下	
22	チウラム		0.006 以下	
23	チオベンカルブ		0.02 以下	
24	P C B		検出されないこと	
25	有機りん化合物		検出されないこと	

(注) * : 遊離シアン

表 4-7 土壤汚染対策法に基づく区域指定

(平成 26 年 12 月 26 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(㎡)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18. 11. 1	福井市坂下町 7 字向棚 田 6 番地ほかの一部	5,393	第 3 条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22. 11. 29	鯖江市御幸町 1 丁目 216-3、216-4 の各一部	64	第 3 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23. 1. 25	越前市今宿町 19 字横田 1 番 3、20 字二反田 1 番 3、21 字御領田 3 番 5 および 30 字小谷口 1 番 1 の各一部	11,058	第 4 条	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン
形質変更時 要届出区域	H23. 10. 21	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 8 および 6 番 63 の各 一部	174.3	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H24. 6. 19	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 62 の一部	68.9	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 10. 11 H26. 2. 14 H26. 5. 2 H26. 10. 24 H26. 12. 26 (一部解除)	敦賀市白銀町 9-1 の一 部	80	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25. 10. 11 H26. 9. 26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部 41 字 中奥田 2 番 2、15 番、 16 番、17 番、18 番、 19 番 1、42 字水泓 2 番 1、 3 番 1、4 番 1 および 5 番 1	9,516.43	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 12. 13	勝山市村岡町三谷 32 字 11-1 および 11-5 の各 一部	111.9	第 4 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 6. 6	大飯郡高浜町宮崎 64 字 草無 7 番 1、8 番 1、9 番	2,710.96	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 7. 18	大飯郡高浜町宮崎 86 号 16 番 1、16 番地 5、23 番地 2、23 番地 5、23 番地 6、26 番地 2、37 番地 1 の一部、59 番地 1	7,650	第 4 条	砒素及びその化合物

(資料：環境政策課)

(注) *：自然由来特例区域

表 4－8－1 観測井における地下水位の経年変化

観測井	水位	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差	年平均	最高	最低	変動差
木田 (28m井)	最高	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68	9.56	8.20	8.16	7.00	6.50	6.23	5.23	5.34	5.44	5.69	5.51
	最低	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95	19.67	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88	20.28	22.38	19.69	11.15	15.47	13.77	16.10	21.48	18.02	13.41
	変動差	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32	12.08	14.22	12.69	4.65	9.24	8.54	10.76	16.04	12.33	7.90
	年平均	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97	13.49	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.67	11.32	10.92	10.85	9.10	7.73	7.91	6.80	7.32	7.95	7.73	7.24
	最高	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36	6.56	7.34	6.70	6.46	6.36	5.50	5.50	5.58	5.46	5.84
木田 (39m井)	最高	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00	23.68	25.38	24.42	15.92	21.38	18.86	22.26	29.64	23.98	19.96
	最低	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64	17.12	18.04	17.72	9.46	15.02	13.36	16.76	24.06	18.52	14.12
	変動差	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36	6.56	7.34	6.70	6.46	6.36	5.50	5.50	5.58	5.46	5.84
	年平均	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86	14.38	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18	9.85	9.95	10.89	9.84	8.46	8.75	7.41	8.32	8.37	8.44	8.02
	最高	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28	3.08	2.68	2.44	2.08	2.02	2.29	2.02	1.72
下荒井 (51m井)	最高	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20	12.64	13.08	12.72	6.24	9.48	7.76	9.50	12.76	10.70	7.20
	最低	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48	7.56	10.48	10.80	9.64	3.56	7.04	5.68	7.48	10.47	8.68	5.48
	変動差	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28	3.08	2.68	2.44	2.08	2.02	2.29	2.02	1.72
	年平均	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88	3.61	4.67	4.59	3.57	3.52	2.88	3.06	3.66	3.19	2.75

（資料：環境政策課）

(資料：環境政策課)

表 4－8－2 観測井における経年沈下量

観測井	収縮量	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量	年総量
木田 (28m井)	年総量	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38	-0.56	3.88	-2.22	-0.33	0.79	0.54	0.33	1.03	0.13	0.03
	累積	6.80	8.90	10.60	11.46	12.52	17.71	19.19	20.38	22.07	22.45	22.76	23.89	24.82	25.60	25.41	26.68	27.15	27.56	27.81	27.65	28.53	30.92	31.52	31.70	32.08	31.52	35.40	33.18	32.85	33.64	34.18	34.51	35.54	35.67	35.70
木田 (39m井)	年総量	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27	-1.31	-1.08	24.96	-20.38	-1.59	-1.21	3.91	3.83	-4.33	-0.30	-0.02
	累積	11.99	25.10	23.67	23.28	27.35	46.32	43.84	38.72	39.89	41.75	43.82	44.11	47.69	47.92	45.68	46.57	48.44	47.64	46.28	43.40	49.52	50.64	50.00	51.27	49.96	48.88	73.84	53.46	51.87	50.66	54.57	58.40	54.07	53.77	53.75
下荒井 (51m井)	年総量	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08	-0.72	9.88	-5.24	-0.88	0.60	1.84	1.04	1.51	0.49	-0.14
	累積	36.03	42.68	46.38	49.29	51.95	63.88	64.00	66.05	68.27	68.83	68.95	69.79	73.46	75.86	75.26	78.54	82.70	81.62	82.18	81.82	84.14	93.96	94.60	97.48	98.56	97.84	107.72	102.48	101.60	102.20	104.04	105.08	106.59	107.08	106.94

備考 年総量は月～12月までの観測の結果である。

(注) 年総量の―は陥起

(資料：環境政策課)

表4-9-1 福井平野における水準測量結果

		変 動 量														(単位: mm、▲: 隆起)	
水準点番号	水準点所在地	51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16	H16～H20	H20～H24	年間変動	累積対象測定	地域機関
		旧国道8号線(基15から910-1)														(S50～H24)	
1 (1)一級水準測量路線																	
基 15	あわら市勝坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	▲0.7										(2.6)	〃
008-391	笹岡	1.0	3.0	▲1.6	2.4	▲0.8		34.3				1.3	1.5	3.9	1.0	(45)	〃
893	笹岡	▲0.7	1.0	▲2.7	1.4	▲1.1		2.9	2.5	▲0.3	▲0.6	▲0.1	▲0.1	1.9	0.5	4.1	〃
008-392	前谷	▲1.3	5.5	▲3.6	0.4	▲0.1		4.7	3.3	0.2	▲0.9	0.8	▲0.5	2.2	0.6	10.7	〃
894	中川	▲2.9	4.1	▲2.7	▲1.2	1.2		0.5	2.8	▲0.8	▲2.1	0.5	▲0.5	1.4	0.4	0.3	〃
895	瓜生	▲2.2	6.3	▲2.0	▲9.2	11.8		▲0.6	4.4	1.0	1.4	11.1	3.6	▲1.2	▲0.3	24.4	〃
008-395	坂井市坪江					事故		再設	3.8	亡失						(3.8)	〃
008-396	長畝	▲0.2	7.8	▲1.5	▲4.9	5.2			亡失							(6.4)	〃
896	長畝	0.8	7.7	▲3.1	▲6.8	0.2		5.8	5.0	1.9	▲1.9	▲0.2	3.0	2.3	0.6	14.7	〃
008-398	谷町1丁目	▲1.8	5.7	▲0.9	▲7.1	1.0		7.4	4.0	3.3	▲2.3	0.6	1.3	2.5	0.6	13.7	〃
897	谷町3丁目	▲1.3	5.1	▲0.4	▲7.6	0.5	▲0.1	5.7	3.9	3.5	▲2.1	▲0.3	1.2	2.0	0.5	10.1	〃
008-399	共栄	設置	6.2	▲0.3	▲6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	2.0	2.8	0.7	28.1	〃
008-400	吉政	▲0.7	7.2	▲2.1	▲7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲5.0					4.1	〃
898	高柳	0.0	8.1	▲1.4	▲6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	▲0.8	0.1	1.8	2.6	0.7	30.5	〃
008-401	北横地	▲1.2	9.0	▲1.3	▲6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲1.5	1.5	2.8	1.0	0.3	21.5	〃
899	坂井市寄安	0.1	11.2	▲4.4	▲5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲2.3	0.5	2.1	▲1.3	▲0.3	13.6	〃
900	福井市下森田桜町	2.8	12.1	▲4.2	▲5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲0.7	0.6	5.0	1.1	0.3	42.5	〃
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲1.4	▲5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	▲0.9	5.4	▲0.1	▲0.0	36.9	〃
902	文京1丁目	▲3.1	11.3	▲3.3	▲6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	▲1.5	▲3.2	4.3	0.1	0.0	29.3	〃
交5258	松本2丁目	▲3.4	11.3	▲1.4	▲4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲2.3	▲3.6	6.0	▲1.3	▲0.3	34.0	〃
903	大手3丁目	▲3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	▲4.0	7.6	▲3.0	▲0.8	76.8	〃
008-410	大手3丁目	▲4.4	11.0	▲0.7	▲0.2	14.8	17.0	5.1	19.6							(62.2)	〃
008-411	毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9				▲3.7					(9.7)	〇
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲0.7	41.3	〇
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失						(30.3)	〇
125	みのり1丁目									設置	▲1.0	2.0	3.0	2.0	0.5	6.0	〇
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	0.1	▲10.6	〇
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	一	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	0.8	38.1	〇
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	0.3	60.6	〇
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設			▲1.2	0.6	1.8	0.5	(82.6)	〇
008-416	今市町	▲4.8	8.4	1.5	▲6.5	▲2.6	7.5									(3.5)	〃
907	今市町	▲7.0	3.4	0.8	▲5.0	▲1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲2.3	0.9	1.2	▲2.1	▲0.5	3.6	〃
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲1.3	▲0.6	▲0.8			0.0	45.3	〃
008-418	浅水二丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.6	4.3	▲0.5	▲0.1	111.2	〃
908	下江尻町	▲9.0	1.2	▲0.8	1.5	1.2	▲1.7	6.1	4.2	▲3.8	▲1.5	▲1.5	▲1.7	▲2.8	▲0.7	▲8.6	〃
909	鯖江市神明町	▲3.1	▲1.2	0.2	2.1	▲1.5	2.1	3.9	4.7	▲2.0	▲1.5	▲1.2	▲1.6	▲1.6	▲0.4	▲0.7	〃
910	水落町	▲5.3	▲2.3	▲1.4	2.4	▲1.3	1.4	0.7	3.1	▲1.1	▲0.8	0.8	▲3.4	▲2.1	▲0.5	▲9.3	〃
38	上河端町	▲2.1	0.0	▲0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0			2.0	▲4.0	▲2.1	▲0.5	(8.1)	〃
910-1 仮不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲2.4	0.0	0.0	▲2.4	〃
1 (2)一級水準測量路線																	
附21 仮不動点	坂井市梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
44012-006	安島	▲0.1	▲0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	▲0.2	1.7	▲0.3	1.0	0.6	0.2	13.8	〃
44012-004	安島	1.4	▲2.3	0.0	1.2	3.1	▲1.5	▲0.8	1.1	▲1.1	事故	▲0.4	2.0	0.0	0.0	(2.7)	〃
44012-002	米ヶ嶋	事故	2.4	▲1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	3.1	1.6			91.0	〃
44012-002													再設				〃
44012-000	元新	5.0	▲0.3	▲0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失	2.4	1.0	0.1	0.0	(44.7)	〃
3244	新保	1.9	3.4	▲6.3	3.7	1.2	▲0.9	2.8	▲1.9	2.1	1.8	0.2	2.8	▲2.2	▲0.6	8.6	〃
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	14.7	19.1	6.0	1.5	308.4	〃
41	下野	設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	▲1.2	6.8	▲5.2	▲1.3		99.5	〃
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	6.5	13.1	0.2	0.1	181.8	〃
42	昭和新町	設置	▲10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲2.4	5.7	1.0	▲1.8	5.7	▲7.1	▲1.8		16.4	〃
43	三宅町	設置	▲16.0	1.1	▲1.5	0.7	4.0	▲2.8	4.6	0.0	▲0.2	5.4	▲6.9	▲1.7	▲11.6	〃	
3247	布施田町	1.9	21.9	▲1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	6.2	11.4	▲3.9	▲1.0	98.1	〃
3248	江上町	▲2.2	9.7	▲5.1	▲3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	4.1	9.3	▲2.2	▲0.6	37.9	〃
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.7	11.6	▲1.1	▲0.3	70.9	〃
3250	地藏堂町	▲0.6	12.1	1.4	▲1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	4.5			0.0	86.4	〃
3250												再設	1.8		0.5	1.8	〃
3251	文京6丁目	▲0.6	15.3	0.5	▲3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲0.7	▲4.7	4.5	▲1.1	▲0.3	43.6	〃
15	乾徳2丁目	▲4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	14.1	21.4	4.7	1.2	246.8	〃
2 (1)福井平野北部(坂井郡)																	
44012-008	坂井市梶	3.0	0.0	▲1.0	1.0	0.0	3.0	2.0	再設	2	▲2	1	1	▲2	▲0.5	8.0	県
44012-010	平山	3.0	0.0	0.0	1.0	1.0	6.0	0.0	▲1.0	1	▲2	2	1	▲2	▲0.5	10.0	〃
44012-012	加戸	6.0	7.0	3.0	▲2.0	3.0	23.0	6.0	▲1.0	1	1	3	2	3	0.8	55.0	〃
44012-014	あわら市田中々	6.0	8.0	4.0	0.0	7.0	22.0	6.0	4.0	再設	4	3	4	2	0.5	70.0	〃
44013-000	国影	3.0	9.0	8.0				13.0	▲5.0	3	1	1	5	0	0.0	38.0	〃
44013-002	あわら市坂の下	4.0	8.0	1.0				再設	▲1.0	2	2	2	0	2	0.5	7.0	〃
44032-000	菅野	▲4.0	4.0	▲6.0				5.0	再設	▲3	2	2	▲6	▲1	▲0.3	▲7.0	〃
44032-002	矢地	▲1.0	6.0	▲4.0				10.0	6	0	6	2	2	3	0.8	30.0	〃
2 (2)福井平野北部(坂井郡および福井市の一部)																	
三国町梶からあわら市矢地(44012-008から44032-002)																	
1	あわら市下番	16	22	11	10	21	33	21	12	4	5	4	5	▲1	▲0.3	163.0	県
2	坂井市大味	7	18	1	4	再設	49	23	12	4	2	3	6	2	0.5	131.0	〃
5	下兵庫	1	13	-3	-1	5	3	7	2	移設	▲3	0	4	▲2	▲0.5	26.0	〃
3253	坂井市西長田	4	13	-4	0	3	1	5	2	3	▲6	1	4	▲5	▲1.3	21.0	〃
10	西太郎丸	2	17	-5	-1	7	7	6	4	9	再設	1	6	▲10	▲2.5	(43)	〃
12	針原	-2	13	-1	-2	2	7	3	5	4	▲6	1	7	▲3	▲0.8	28.0	〃
13	福井																

		(単位:mm、▲:隆起)														対象測定地域		
水準点番号	水準点所在地	変動量														年間変動	累積(S50～H24)	地域機関
		51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	H12～H16	H16～H20	H20～H24				
2 (3) 福井平野北部(坂井郡)……………坂井町宮領～春江町江留上(7から11)																		
8	坂井市布施田新	4.0	21.0	0.0	▲3.0	5.0	14.0	6.0	2.0	4.0	▲2.0	0	7	▲7	▲1.8	51.0	県	
9	高江	0.0	17.0	▲3.0	▲4.0	5.0	4.0	5.0	1.0	6.0	▲2.0	0	4	▲5	▲1.3	28.0	市	
10	西太郎丸	2.0	17.0	▲5.0	▲1.0	7.0	7.0	6.0	4.0	9.0	再設	1	6	▲10	▲2.5	(43)	市	
11	江留上	4.0	11.0	▲7.0	▲3.0	5.0	3.0	8.0	2.0	5.0	▲2.0	0	11	▲2	▲0.5	35.0	市	
3 福井市南部地域(対象地域)																		
008-411	福井市毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9									(13.4)	国	
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲0.7	41.3	市	
26	春日3丁目	▲6.0	9.0	1.0	▲4.0	3.0	18.0	5.0	8.0	8.0	▲4.0	▲3.0	5.0	7.0	1.8	47.0	市	
101	月見4丁目						設置	16.0	16.0	10.0	13.0	4.0	10.0	3.0	0.8	72.0	市	
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	事故						(30.3)	国	
125	みのり1丁目									設置	▲1.0	2.0	3.0	2.0	0.5	6.0	市	
26-1	木田1丁目	設置	13.0	1.0	▲2.0	2.0	22.0	2.0	7.0	0.0	▲8.0	▲6.0	6.0	7.0	1.8	44.0	市	
26-2	木田1丁目	設置	12.0	1.0	▲2.0	1.0	24.0	2.0	7.0	1.0	▲9.0	▲6.0	5.0	▲1.0	▲0.3	35.0	市	
27	下馬町	▲5.0	6.0	▲3.0	▲2.0	▲2.0	17.0	▲1.0	10.0	8.0	0.0	▲7.0	5.0	▲2.0	▲0.5	24.0	市	
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	0.1	▲10.6	国	
30	羽水1丁目	▲6.0	5.0	▲5.0	▲1.0	6.0	11.0	再設	14.0	8.0	▲1.0	0.0	9.0	0.0	0.0	40.0	市	
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	0.8	38.1	国	
107	下六条町						設置	19.0	20.0	12.0	6.0	▲2.0	9.0	1.0	0.3	65.0	市	
28	小稲津町	▲5.0	2.0	▲1.0	0.0	▲3.0	11.0	0.0	0.0	5.0	▲1.0	▲3.0	2.0	▲1.0	▲0.3	6.0	市	
103	江守中町						設置	5.0	10.0	0.0	3.0	▲4.0	2.0	1.0	0.3	17.0	市	
104	西谷2丁目						設置	7.0	14.0	2.0	5.0	▲2.0	6.0	5.0	1.3	37.0	市	
105	大島町						設置	5.0	7.0	1.0	0.0	▲1.0	4.0	0.0	0.0	16.0	市	
110	江端町						設置	11.0	7.0	7.0	▲2.0	1.0	4.0	1.0	0.3	22.0	市	
31	大町	▲2.0	8.0	1.0	▲2.0	1.0	13.0	2.0	6.0	3.0	1.0	▲2.0	3.0	0.0	0.0	32.0	市	
32	下六条町	▲5.0	7.0	3.0	▲2.0	▲1.0	15.0	5.0	10.0	12.0	4.0	3.0	6.0	6.0	1.5	63.0	市	
40	下荒井町	設置	31.0	11.0	▲3.0	6.0	22.0	6.0	7.0	6.0	1.0				0.0	87.0	市	
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	0.3	60.6	国	
4 (1) 対象地域を除く福井市……………北西部																		
113	福井市灯明寺2丁目							設置	5.0	3.0	1.0	7.0	▲2.0	▲0.5	14.0	市		
14	新田塚町	▲2.0	10.0	2.0	▲1.0	1.0	11.0	12.0	10.0	5.0	▲5.0	▲1.0		0.0	▲2.0	42.0	市	
14												設置	▲2.0	▲0.5	▲2.0	市		
118	ハツ島町							設置	15.0	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	22.0	市		
100-1	文京3丁目						設置	0.0	6.0	6.0	2.0	▲5.0	5.0	▲1.0	▲0.3	13.0	市	
100-2	文京3丁目						設置	1.0	6.0	6.0	3.0	▲3.0	5.0	▲2.0	▲0.5	16.0	市	
15-1	乾徳2丁目						設置	14.0	13.0	3.0	▲2.0	10.0	▲2.0	▲0.5	36.0	市		
108	菅谷2丁目						設置	11.0	12.0	7.0	5.0	10.0	1.0	0.3	46.0	市		
119	学園1丁目						設置	14.0	6.0	▲1.0	10.0	2.0	0.5	31.0	市			
16	光陽4丁目	5.0	22.0	8.0	0.0	19.0	再設	14.0	10.0	11.0	3.0	1.0	6.0	3.0	0.8	102.0	市	
109	照手2丁目						設置	11.0	8.0	2.0	▲5.0	8.0	▲1.0	▲0.3	23.0	市		
117	順化2丁目						設置	5.0	0.0	▲3.0	8.0	▲1.0	▲0.3	9.0	市			
4 (2) 対象地域を除く福井市……………北東部																		
20	福井市高木町	2.0	6.0	▲2.0	▲4.0	2.0	再設	10.0	6.0	13.0	▲3.0	1.0	6.0	0.0	0.0	37	市	
21	大和田町	10.0	8.0	▲1.0	0.0	1.0	11.0	3.0	2.0	5.0	▲5.0	3.0	4.0	0.0	0.0	41	市	
22	北野上町	5.0	0.0	▲4.0	▲2.0	▲6.0	9.0	▲1.0	2.0	3.0	▲8.0	5.0	3.0	▲1.0	▲0.3	5	市	
114	高柳町							設置	10.0	4.0	8.0			0.0	22	市		
115	大和田町							設置	9.0	2.0	1.0	6.0	▲2.0	▲0.5	16	市		
116	開発4丁目							設置	8.0	0.0	0.0	6.0	▲1.0	▲0.3	13	市		
111	四ッ井2丁目							設置	3.0	2.0	▲6.0	0.0		0.0	▲1	市		
5257	新保1丁目	2.0	7.0	▲4.0	0.0	▲7.0	13.0	0.0	3.0	1.0	▲1.0	0.0	5.0	▲2.0	▲0.5	17	市	
5256	上中町	0.0	3.0	▲4.0	▲3.0	▲2.0	6.0	▲2.0	3.0	2.0	▲9.0	3.0	3.0	▲2.0	▲0.5	▲2	市	
3259	原目町	▲1.0	3.0	▲3.0	▲1.0	▲2.0	12.0	▲5.0	3.0	3.0	▲5.0	1.0	4.0	▲3.0	▲0.8	6	市	
福井原標	大手3丁目						再設	9.0	6.0	4.0	▲2.0	▲2.0	8.0	▲2.0	▲0.5	21	市	
23	御幸2丁目	▲4.0	12.0	8.0	▲6.0	5.0	19.0	4.0	6.0	4.0	▲1.0	3.0	5.0	25.0	6.3	77	市	
106	成和2丁目						設置	5.0	8.0	6.0	▲2.0	▲1.0	5.0	▲1.0	▲0.3	20	市	
120	間屋2丁目							設置	7.0	7.0	▲5.0	▲2.0	6.0	▲4.0	▲1.0	2	市	
3260	河水町	▲5.0	3.0	▲4.0	0.0	▲2.0	11.0	▲1.0	2.0	5.0	▲7.0	▲1.0	5.0	▲3.0	▲0.8	3	市	
24	和田東町	▲6.0	8.0	▲1.0	▲5.0	▲2.0	20.0	1.0	再設	1.0	▲3.0	▲1.0	4.0	▲1.0	▲0.3	15	市	
25	曾万布町	▲9.0	3.0	▲7.0	3.0	▲8.0	13.0	再設	3.0	0.0	▲3.0	▲4.0	3.0	▲2.0	▲0.5	▲8	市	
3261	荒木町	▲8.0	▲1.0	▲5.0	1.0	▲6.0	5.0	▲3.0	1.0	2.0	▲4.0	▲2.0	3.0	▲3.0	▲0.8	▲20	市	
29	稲津町	▲5.0	0.0	▲1.0	3.0	▲5.0	6.0	1.0	2.0	5.0	▲4.0	▲1.0	4.0	▲2.0	▲0.5	3	市	
4 (3) 対象地域を除く福井市……………南西部																		
112	福井市加茂河原2丁目							設置	5	3	▲3	▲3	4	0	0.0	6	市	
19	足羽2丁目	0	16	7	4.0	▲4.0	27.0	2	6	2	4	-13	6	▲2.0	▲0.5	55	市	
102	若杉町						設置	10	14	7	2	1	8	4.0	1.0	46	市	
17	福新町	2	15	0	▲4.0	4.0	16.0	10	10	4	1	0	8	3.0	0.8	69	市	
18	種池町	▲1	6	2	▲2.0	7.0	6.0	6	11	5	4	1	29	8.0	2.0	82	市	
121	合谷町							設置	3	3	1	3	1.0	0.3	11	市		
122	南居町							設置	30	21	10	8	5.0	1.3	74	市		
123	三尾野町							設置	12	15	4	8	5.0	1.3	44	市		
124	中野町							設置	4	3	0	4	▲1.0	▲0.3	10	市		
4 (4) 対象地域を除く福井市……………南東部																		
33	福井市下細江町	▲8	1	▲2	1	▲6	3	1	3	8	▲3	▲1	1	▲1.0	▲0.3	▲3	市	
34	稲津町	▲6	2	▲4	2	▲4	10	8	再設	17	▲1	▲1	4	▲2.0	▲0.5	25	市	
35	新開町	▲5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲2	▲2	2	0.0	0.0	30	市	
36	上河北町	▲5	3	▲1	▲4	▲4	4	0	2	3	▲3	▲3	2	▲1.0	▲0.3	▲7	市	
37	上細江町	▲5	2	▲1	▲1	▲5	3	0	4	4	▲1	▲3	2	▲2.0	▲0.5	▲3	市	
3272	半田町	1	9	5	▲4	6	8	3	5	▲1	事故	10	9	▲1.0	▲0.3	50	市	
3271	太田町	▲2	0	▲1	▲3	▲4	5	0	3	▲2	▲1	▲1	1	▲2.0	▲0.5	▲7	市	
3270	徳光町	▲5	0	▲1	▲2	▲5	8	0	2	1	1	1	2	▲1.0	▲0.3	1	市	

注: 1) 累積の()は最終測定年までの累積である。

2) 年間変動はH20～H24の変動量の年平均値である。

(資料: 環境政策課)

図 4-9-2 福井平野水準測量経路図

